

設問2 土地合筆登記

(条件) 個人が所有する二筆の土地(地目:宅地)を一筆とする合筆登記を受託する。

- ・ 事務所から現場まで約4 km、法務局(出張所、支局)まで約6 km
- ・ 申請土地(2筆)と隣接地(6筆)の調査
- ・ 地図に準ずる図面と地積測量図(2筆)の調査
- ・ 申請人から登記識別情報通知書及び印鑑証明書を受領
- ・ 登記完了後の土地登記全部事項証明書1通を取得